

松山市家庭系一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る業務委託契約に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき本市が行う家庭系一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る業務委託契約（以下「業務委託契約」という。）の事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「家庭系一般廃棄物」とは、松山市一般廃棄物処理実施計画に定める家庭系一般廃棄物をいう。

(業務委託契約の事務)

第3条 業務委託契約の事務に当たっては、松山市契約規則（平成20年規則第11号）その他契約に関する諸規定を準用する。

(業務を遂行するに足る額の設定)

第4条 業務委託契約における廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条第5項に規定する受託業務を遂行するに足る額は、予定価格に10分の8を乗じて得た額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか業務委託契約に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。